

目 次

《総則・災害予防対策》

第1編 総 則

第1章 計画の目的及び前提	1
第1節 計画の目的及び構成	1
第1 計画の目的	1
第2 計画の目標及び位置づけ	1
第3 計画の構成	1
第2節 町域の概況	4
第1 位置及び面積	4
第2 自然的条件	5
第3 社会的条件	6
第3節 災害の履歴	8
第1 地震災害の履歴	8
第2 風水害の履歴	8
第4節 災害の想定	9
第1 地震災害	9
第2 風水害	14
第3 土砂災害	14
第2章 計画の基本方針	15
第1節 計画の方針	15
第1 基本目標	15
第2 防災施策の大綱	15
第2節 町・関係機関の業務の大綱	17
第1 町	17
第2 府	19
第3 府警察（豊能警察署）	19
第4 自衛隊	19
第5 指定地方行政機関	19
第6 指定公共機関	20
第7 公共的団体等	20
第3節 住民、事業所の基本的責務	21
第1 住民の役割	21
第2 事業所の役割	21
第4節 計画の運用	23

第1	計画の修正	23
第2	計画の習熟	23

第2編 災害予防対策

第1章	災害に強いまちづくり	25
第1節	都市の防災機能の強化	25
第1	市街地の整備	25
第2	防災空間の整備	25
第3	土木構造物の耐震対策	26
第4	ライフライン災害予防対策	28
第2節	建築物等の安全対策	31
第1	建築物等の耐震対策	31
第2	建築物等の防火・安全化対策	32
第3	文化財の保護	33
第3節	水害予防対策	34
第1	河川の改修	34
第2	水害防止対策の推進	35
第3	地下空間浸水災害対策の強化	35
第4	下水道整備	35
第5	農地防災対策	36
第4節	地盤災害予防対策	37
第1	土石流対策	37
第2	地すべり対策	38
第3	急傾斜地崩壊対策	38
第4	土砂災害警戒区域等における防災対策	40
第5	山地災害対策	40
第6	宅地防災対策	40
第7	液状化対策	41
第8	土砂災害情報相互通報システムの整備	41
第5節	危険物等災害予防対策の推進	42
第1	危険物災害予防対策	42
第2	高圧ガス災害予防対策	43
第3	放射線災害予防対策	43
第6節	地震防災緊急事業五箇年計画の推進	44
第1	対象地区	44
第2	計画の初年度	44
第3	計画対象事業	44
第4	実施計画	45

第2章	災害に備えた防災体制の確立	46
第1節	防災組織及び活動組織の整備	46
第1	日常における防災対策の推進	46
第2	活動組織の整備・充実	48
第3	動員体制の整備・充実	51
第4	防災中枢機能等の確保・充実	54
第5	地域防災拠点の整備	54
第6	関係機関等との連携体制の整備	55
第7	防災訓練の実施	55
第8	人材の育成	57
第9	防災用資機材等の確保	57
第10	防災に関する調査研究の推進	58
第2節	情報収集伝達体制の整備	59
第1	収集伝達の体制の強化	59
第2	通信手段の整備	59
第3	災害広報体制の整備	60
第4	災害情報共有化の推進	61
第3節	火災予防対策の推進	62
第1	建築物等の火災予防対策	62
第2	林野火災予防対策	63
第4節	消火・救助・救急体制の整備	65
第1	消防計画の策定	65
第2	消防力の充実	66
第3	救急救助体制の充実	67
第4	応援体制の充実	67
第5	連携体制の整備	67
第5節	応急医療体制の整備	68
第1	災害医療の基本的考え方	68
第2	応急医療体制の整備・拡充	69
第3	現地医療体制の整備	69
第4	後方医療体制の充実	70
第5	医療品等の確保体制の整備	70
第6	傷病者等搬送体制の整備	71
第7	個別疾病対策の推進	71
第8	地域医療連携の推進	71
第9	医療関係者に対する訓練の実施	71
第6節	緊急輸送体制の整備	72
第1	輸送手段の整備	72
第2	陸上輸送体制の整備	72
第3	航空輸送体制の整備	74

第7節	避難収容体制の確立	75
第1	避難地、避難路の選定	75
第2	避難地、避難路の安全性の向上	75
第3	避難所の選定、整備	76
第4	福祉避難所の選定、整備	77
第5	避難誘導體制の整備	78
第6	応急仮設住宅対策	78
第8節	二次災害防止体制の整備	80
第1	被災建築物応急危険度判定体制の整備	80
第2	被災宅地危険度判定体制の整備	80
第3	斜面判定制度の活用	81
第9節	緊急物資の確保供給体制の整備	82
第1	飲料水・生活水の確保	82
第2	食料及び生活必需品の確保	83
第3	住民における備蓄の推進	84
第10節	ライフライン確保体制の整備	85
第1	上水道	85
第2	下水道	86
第3	電力（関西電力株式会社）	86
第4	ガス（大阪ガス株式会社）	87
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社）	88
第6	住民への広報	89
第11節	交通確保体制の整備	90
第1	鉄道施設（能勢電鉄株式会社）	90
第2	公共輸送機関（阪急田園バス株式会社）	90
第3	道路施設（町、府）	90
第12節	営農対策の推進	91
第1	指導體制の確立	91
第2	営農技術の確立及び普及	91
第3	畜産対策	91
第3章	地域防災力の向上	92
第1節	防災意識の高揚	92
第1	防災知識の普及啓発	92
第2	学校等における防災教育	93
第2節	自主防災体制の整備	94
第1	自主防災組織の育成	94
第2	事業所による自主防災体制の整備	95
第3	救助・初期消火活動の支援	96
第3節	ボランティア活動環境の整備	97

第 1	受入れ体制の整備	-----	97
第 2	人材の育成	-----	97
第 3	活動支援体制の整備	-----	97

《地震災害応急対策・復旧対策》

第1編 地震災害応急対策

第1章	初動期の応急活動	99
第1節	組織動員	99
第1	地震時の組織動員の概要	99
第2	活動体制の確立	99
第3	災害対策本部の設置	100
第4	警戒本部の設置	106
第5	情報収集体制	107
第6	緊急防災要員による初動体制	107
第7	動員体制	108
第8	参集場所	111
第9	参集途上の活動	111
第10	福利厚生	112
第2節	情報の収集・伝達	113
第1	地震情報等の収集・伝達	113
第2	情報の収集・伝達系統	114
第3	被害状況の把握	115
第4	避難及び応急対策の実施状況の把握	117
第5	被害状況等の集約・整理等	118
第6	府及び国への報告	119
第7	通信手段の確保	119
第3節	災害広報・広聴対策	121
第1	災害広報	121
第2	報道機関への情報提供等	122
第3	広聴活動の実施	123
第4	被災した外国人への支援活動	123
第4節	応援の要請・受入れ	125
第1	行政機関等への応援の要請・受入れ	125
第2	消防活動に係る応援の要請・受入れ	127
第3	民間との協力	128
第5節	自衛隊に対する災害派遣の要請・受入れ	129
第1	自衛隊に対する災害派遣要請	129
第2	災害派遣部隊の受入れ	130
第3	派遣部隊の活動	130
第4	派遣部隊の撤収要請	131

第6節	消火・救助・救急対策	132
第1	災害発生状況の把握	132
第2	震災時の消火活動	132
第3	救助・救急活動	133
第4	行方不明者の搜索	133
第5	各機関による連絡会議の設置	134
第6	地域住民との連携	134
第7節	応急医療対策	135
第1	医療情報の収集・提供活動	135
第2	現地医療対策	135
第3	後方医療対策	137
第4	医薬品等の調達・確保	137
第5	個別疾病対策	138
第8節	応急避難	139
第1	避難の勧告又は指示	139
第2	警戒区域の設定	141
第3	避難	142
第9節	二次災害の防止	144
第1	公共土木施設等	144
第2	建築物	146
第3	危険物施設等	146
第4	放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）	147
第10節	緊急輸送活動	148
第1	陸上輸送	148
第2	航空輸送	150
第3	交通規制	150
第11節	ライフラインの緊急対応	153
第1	被害状況の報告	153
第2	各事業者における対応	153
第12節	交通の安全確保	155
第1	被害状況の報告	155
第2	各施設管理者における対応	155
第2章	応急復旧期の活動	156
第1節	災害救助法の適用	156
第1	災害救助法の適用基準	156
第2	滅失世帯の算定基準	156
第3	災害救助法の適用申請	157
第4	救助の実施	157
第5	救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	158

第2節	避難所の開設・管理	159
第1	避難所の開設	159
第2	避難所の管理・運営	160
第3	避難者の移送	161
第4	避難所の解消及び集約	161
第3節	緊急物資の供給	162
第1	給水活動	162
第2	食料の供給	163
第3	生活必需品の供給	164
第4節	保健衛生活動	166
第1	防疫活動	166
第2	食品衛生管理	167
第3	被災者の健康維持活動	168
第5節	福祉活動	169
第1	要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握	169
第2	被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動	169
第6節	社会秩序の維持	171
第1	住民への呼びかけ	171
第2	警備活動	171
第3	物価の安定及び物資の安定供給	171
第7節	ライフライン・放送の確保	173
第1	上水道施設（町）	173
第2	下水道施設（町）	173
第3	電力供給施設（関西電力株式会社）	174
第4	ガス供給施設（大阪ガス株式会社）	174
第5	電気通信施設（西日本電信電話株式会社）	175
第6	放送施設（日本放送協会、一般放送事業者）	175
第8節	交通の機能確保	176
第1	障害物の除去	176
第2	各施設管理者における復旧	176
第9節	農林関係応急対策	177
第1	農林業用施設	177
第2	農作物	177
第3	畜産	177
第4	林産物	178
第10節	建築物・住宅応急対策	179
第1	住家等被災判定の実施	179
第2	住居障害物の除去	180
第3	被災住宅の応急修理	180
第4	応急仮設住宅の供与	181

第5	被災家屋の解体	182
第6	公営住宅等への一時入居	182
第7	住宅に関する相談窓口の設置等	182
第11節	応急教育等	183
第1	校舎の応急対策	183
第2	応急教育の実施	183
第3	学校給食の措置	184
第4	就学援助等	184
第5	園児・児童・生徒の健康管理等	185
第6	文化財対策	185
第12節	遺体の収容・処理及び埋火葬	186
第1	遺体の収容	186
第2	遺体の処理	186
第3	遺体の埋火葬	187
第4	府への応援要請	188
第13節	廃棄物の処理	189
第1	し尿処理	189
第2	ゴミ処理	190
第3	がれき処理	191
第4	死亡・放浪動物対策	192
第5	環境保全対策	192
第14節	自発的支援の受入れ	194
第1	ボランティアの受入れ	194
第2	義援金・救援物資の受入れ及び配分	194
第3	海外からの支援の受入れ	196

第2編 地震災害復旧・復興対策

第1章	生活の安定	197
第1節	公共施設等の復旧	197
第1	災害復旧計画の作成	197
第2	被害調査の協力	197
第3	復旧完了予定時期の明示	197
第4	災害復旧の種類	197
第5	事業実施に伴う国の財政援助等	198
第2節	り災証明の発行	199
第1	り災台帳の作成	199
第2	り災証明書発行	199
第3節	激甚災害の指定	200
第1	激甚災害指定の手続	200

第2	激甚災害法に定める事業	200
第4節	被災者の生活確保	202
第1	災害弔慰金等の支給	202
第2	災害援護資金・生活資金等の貸付	202
第3	町税等の減免・徴収猶予等	203
第4	住宅の確保	204
第5	被災者生活支援金	204
第5節	中小企業の復興支援	207
第1	資金需要の調査	207
第2	中小企業者に対する支援制度の周知	207
第6節	農林業関係者の復興支援	208
第1	資金需要の調査	208
第2	農林業関係者に対する支援制度の周知	208
第2章	復興の基本方針	209
第1節	災害復興方針の策定	209
第2節	原状復旧	209
第3節	災害復興計画の策定及び防災まちづくりの推進	209
第4節	災害復興事業の実施	209

付編 東海地震関連情報に伴う対策

第1章	計画の目的等	211
第1節	目 的	211
第2節	府域での予想震度	211
第3節	基本方針	211
第2章	応急対策活動	213
第1節	東海地震注意情報が発表された時の対応	213
第1	東海地震注意情報の伝達	213
第2	警戒態勢の準備	213
第2節	警戒宣言が発せられた時の対応措置	214
第1	東海地震予知情報等の伝達	214
第2	警戒態勢	214
第3節	住民・事業所等に対する広報	217